（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第三十五条**　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。 一　（略） 二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ・ロ　（略） ハ　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の十一に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等 ニ～ト　（略） 三　（略）	（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人） **第三十五条**　準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。 一　（略） 二　取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。 イ・ロ　（略） ハ　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の九に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等 ニ～ト　（略） 三　（略）

附　則

この省令は、平成三十年六月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第百八十八号

市村の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、新潟県新潟市と西蒲原郡弥彦村との境界を次のとおり変更する旨、新潟県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

平成三十年五月三十日

総務大臣　野田　聖子

新潟市に編入する区域

西蒲原郡弥彦村大字上泉字込道五二六から五二九までの各一部、五三二の一部、五三三、五三四の一部、五三五の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

西蒲原郡弥彦村に編入する区域

新潟市西蒲区猿ケ瀬字泉前六四〇の一、六四一の一、六四二の一、六四三の一、六四四、六四五、六四五の一、六四五の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

○総務省告示第百八十九号

市町の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、新潟県新発田市と北蒲原郡聖籠町との境界を次のとおり変更する旨、新潟県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成三十年六月九日からその効力を生ずるものとする。

平成三十年五月三十日

総務大臣　野田　聖子

新発田市に編入する区域

北蒲原郡聖籠町大字丸潟字北鼠谷内七四五の一部、七四六、七四七、七四八の一部、七八七の一部、七八八、七八九、七九〇の一部、八二七の一部、八二八、八二九、八三一、八三二、八三三の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

北蒲原郡聖籠町に編入する区域

新発田市長畑字北鼠谷内九三六から九四〇まで、道賀字北一六二四から一六二六まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

○農林水産省・国土交通省告示第三号

半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第九条の二第九項の規定に基づき、同条第一項に規定する産業振興促進計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成三十年五月三十日

総務大臣　野田　聖子
農林水産大臣　齋藤　健
国土交通大臣　石井　啓一

半島振興対策実施地域の名称	産業振興促進計画の区域	産業振興促進計画の作成主体の名称	産業振興促進計画の名称	産業振興促進計画を認定した日
津軽	青森県つがる市の全域	つがる市	つがる市産業振興促進計画	平成三十年五月十六日

○政治資金適正化委員会告示第三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成三十年五月三十日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男